

利用料金減免規定

2023年10月1日
沖縄県立玉城青少年の家
所長決裁

第1条（規定の目的）

沖縄県玉城青少年の家管理運営に関する基本協定書（玉城青少年の家）第43条1項に基づき、県立玉城青少年の家の利用料金を減額し、又は免除する場合の判断基準として本規定を定める。

第2条（利用料金の定義）

利用料金とは、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例別表(第14条関係)の定めによるものとし、以下のとおりとする。

区分	金額		
宿泊室	児童・生徒	1名1泊	410円
	一般・学生	1名1泊	810円
キャンプ場	児童・生徒	1名1泊	190円
	一般・学生	1名1泊	330円
研修室	児童・生徒	1室1時間につき	190円
	一般・学生	1室1時間につき	480円
体育館	児童・生徒	1時間につき	480円
	一般・学生	1時間につき	940円

- 2 利用料金の免除が適用された場合でも、保険料、食事代、シーツ代等の実費負担が必要な経費については減免されない

第3条（減免の判断基準）

本規定に定める減免の判断基準は、以下の規定等を根拠とし運用する。

- (1) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（第49号）第15条
- (2) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則(教育委員会規則第8号)第4条2号
- (3) 令和5年8月15日教生第463号に通知された「沖縄県立青少年教育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の運用について」
- (4) その他、公益上特別な理由があると認められるときの所長判断

第4条（適用）

県立玉城青少年の家の利用料金減免適否判断については、以下の表1、表2、表3に基づくものとし、利用料金の免除を受けようとするものは、沖縄県立玉城青少年の家利用料金免除申請書（第4号様式）を指定管理者に提出するものとする。

<表1> 幼稚園、認定こども園、保育園

所属区分	利用の目的		利用料金 徴収・減額・免除	備考
幼稚園	児童	お泊り保育	免除	教育課程に準ずる3歳以上の就学前の幼児の教育活動として利用する場合にのみ免除
		その他利用	徴収	出席日数、授業時数として扱われない場合は原則徴収
認定こども園	引率者	お泊り保育	免除	児童生徒数の1割の人数 団体の児童、生徒数が5名未満の場合は、その引率者は1名のみ免除
保育園		その他利用	徴収	

<表 2 >

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校

所属区分	利用の目的		利用料金 徴収・減額・免除	備考
小学校 中学校 高等学校 特別支援学校 中等教育学校 高等専門学校	児童 生徒	① 教育課程に基づく利用	免除	教育課程に基づく、教育活動として利用する場合にのみ免除
		② 出席扱いとなる利用		出席日数として取り扱われる場合は免除
		その他利用	徴収	上記に該当しない場合は、原則徴収
特別支援学校 中等教育学校 高等専門学校	引率者	① 教育課程に基づく利用での引率業務	免除	団体の児童、生徒数が5名未満の場合は、引率者は1名のみ免除
		② 出席扱いとして利用する生徒の引率業務		特別支援学校の介助者の人数については、要相談
		その他利用	徴収	
大学			徴収	免除対象外
沖縄県教育委員会		主催する研修での利用	免除	
沖縄県、沖縄県教育委員会から委託を受けた団体		主催する研修、事業での利用（委託事業）	原則徴収	研修、事業内容により判断する可能性があるが、委託費内で計上されている場合は徴収

<表 3 >

児童養護施設、障がい者手帳の交付を受けた者、3歳未満の乳幼児

所属区分	利用の目的		利用料金 徴収・減額・免除	備考
児童福祉法第 41条に基づ いた児童養護 施設	児童 生徒	年間行事計画で計画され た行事での利用	免除	
		その他利用	徴収	
	引 率 者	年間行事計画で計画され た行事での利用	免除	
		その他利用	徴収	
身体障害者福 祉法第4条及 び児童福祉法 第4条2項に より障害者手 帳を交付され た者	利用者		免除	
	引率者		免除者数について は、要介護者の人 数に応じて柔軟に 対応	原則1名の手帳交 付者につき、介護者 1名を免除とする
3歳未満の乳 幼児			免除または、一部 免除	食事代、シーツ代、 薪代等の実費は徴 収。

※2023年8月1日より一部変更